

福知山市脱炭素先行地域づくり補助金
(産業部門等自家消費型太陽光発電設備導入事業)

想定される質問とその回答集

【Ver.02】

■募集期間 申請年度の12月10日(※)まで

■実績報告 申請者が交付決定通知書を受領した時～申請年度の2月10日(※)

■請求書提出 申請者が額の確定通知書を受領した時～申請年度の3月10日(※)

■注意事項

- ※ 募集期間の終期(申請年度の12月10日)の時点で、不備が解消された状態で書類一式が揃い、申請が受理されている必要があります。
- ※ 上記各期間の最終日が土日祝日と重複した場合は、その直前の開庁日とします。
- ※ 本補助金は、国費(環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)」)を活用した間接補助事業です。本市の定める規定に加えて、交付金に係る国の規定を遵守いただく必要があります。申請を検討している方は、関連規定を熟読し、その内容に同意した上で申請してください。
- ※ 本手引きは、本補助金に係る全ての規定を網羅的に説明したものではありません。本手引きに記載されていない規定もあることを承知の上で、必ず各規定の原文を熟読してください。
- ※ 何かご不明な点がございましたら、関連資料をご持参の上、事業着手前にご相談にお越しく下さい。

令和8年8月

福知山市

■申請・問合せ先：福知山市エネルギー・環境戦略課 (福知山市役所4階)

■TEL：0773-48-9554(直通) E-mail：enekan@city.fukuchiyama.lg.jp

〒620-8501 京都府福知山市字内記13-1

1.用語の定義

	用語	語義
1	本補助金	福知山市脱炭素先行地域づくり補助金（産業部門等自家消費型太陽光発電設備導入事業）
2	市要綱	『福知山市脱炭素先行地域づくり補助金（産業部門等自家消費型太陽光発電設備導入事業）交付要綱』
3	国要綱	『二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱』（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定、令和8年7月6日環地域事発第2607061号改正）
4	国要領	『地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領』（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定、令和8年7月6日環地域事発第2607061号改正）
5	国要領別紙1	『別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）』
6	国要領別表第1	『別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）』
7	財産処分承認基準	『環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について』（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）
8	市規則	『福知山市補助金交付規則』（昭和28年2月16日福知山市規則第5号）
9	補助対象設備	本補助金の交付対象となる設備
10	補助対象事業	事業計画に定める施設等に補助対象設備を導入する事業
11	補助申請者	本補助金の交付を申請しようとする者
12	補助事業者	市要綱に基づき、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者
13	補助対象経費	本補助金の交付対象となる経費
14	事業着手	補助対象設備の設置に係る契約締結又は工事着工のいずれか早いもの（契約締結前に行われることは無いという想定で市要綱第3条では明記していないが、発注、部材調達を含む。）
15	事業完了	補助対象設備の設置に係る契約に基づく工事完了又は代金支払のいずれか遅いもの
16	法定耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間。太陽光発電設備一式について、一般に17年。
17	公称最大出力	太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のうち、いずれか小さいものの小数点以下を切り捨てた値

2. 想定される質問とその回答

(1) 税制との併用可否

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を財源とする本補助金と、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」や「中小企業投資促進税制」の併用は可能か。

「環境省 近畿環境局 地域脱炭素創生室」に確認したところ、「現時点では併用可能」との回答を得た。

(2) 税額控除の算定基準

本補助金と中小企業投資促進税制を併用する場合、税額控除の算定基準となる金額は、補助金圧縮記帳後ベースで計算するのか。以下の例の場合、①と②のいずれで計算するのが正しいか。

例：太陽光発電設備を導入 総事業費 5000 万円 本補助金 2000 万

① $5000 \text{ 万} \times 7\%$ (中小企業投資促進税制の税額控除適用の場合) = 350 万税額控除

② $5000 \text{ 万} - 2000 \text{ 万} = 3000 \text{ 万}$ (圧縮後)

$3000 \text{ 万} \times 7\%$ (中小企業投資促進税制の税額控除適用の場合) = 210 万税額控除

「中小企業税制サポートセンター」に確認したところ、「圧縮記帳後ベースで計算する」との回答を得た。

その他、当該税制に関する詳細は、以下の問い合わせ先に照会・確認いただきたい。

【問い合わせ先】中小企業税制サポートセンター (03-6281-9821)

(3) 固定資産税(償却資産)の課税標準の特例

本補助金の交付を受けて導入した太陽光発電設備であっても、一定の要件を満たせば固定資産税(償却資産)の課税標準の特例を受けられるか。

以下、「京都地方税機構事務局 業務課 償却資産担当」による回答の要旨と本市による補足を記載する。
あくまで要旨であるため、詳細は以下の問い合わせ先に照会・確認いただきたい。

【問い合わせ先】京都地方税機構事務局 業務課 償却資産担当 (075-414-4503)

固定資産税(償却資産)の課税標準の特例の適用可否について、国庫補助金の有無が影響を与えることはない。したがって、国庫補助金を受けて導入した設備であっても、一定の要件を満たすのであれば、固定資産税(償却資産)の課税標準の特例を受けられる。

しかし、太陽光発電設備については注意を要する。地方税法の改正により、太陽光発電設備(償却資産)の課税標準の特例の対象設備に変更があった。具体的には、【地方税法附則第 15 条第 24 条第 1 号イ】により、「グリーンイノベーション基金の支援を受けた事業者により生産されたペロブスカイト太陽電池」のみが課税標準の特例の対象となる。令和 7 年度までとは対象設備が大きく変わっているので注意されたい。

【市補足】

『国 QA 集 問 76』において、ペロブスカイト太陽電池は「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の補助対象設備から除外されている。したがって、本交付金を受けて導入する太陽光発電設備が、固定資産税(償却資産)の課税標準の特例を受けることはないものと推察する。

(4)同一企業による複数回の補助金活用可否

「申請の手引き」等に「同一の申請者による複数回の申請は、原則認めません。ただし、今後の申請状況を勘案して、上限額、募集件数、同一申請者による複数回申請の可否を変更する可能性が有ります。」と記載が有る。PPA 形式で補助対象設備を導入する場合の「PPA 事業者」についても、この定めが適用されるか。

複数回申請については、「当該補助金額相当の恩恵を受ける長田野工業団地立地企業(太陽光発電設備が導入される建物・土地を所有している長田野工業団地立地企業)」単位で判断します。

つまり、複数の立地企業に対して PPA 形式で太陽光発電設備を提供する PPA 事業者が、同一年度又は年度をまたいで複数回の補助申請を行うことはこの定めに抵触しません。詳細は、以下の例をご覧ください。

なお、今後の申請状況を勘案して、上限額、募集件数、同一申請者による複数回申請の可否を変更する可能性が有ることは手引に記載したとおりです。

【例】長田野工業団地立地企業 2 社(A 社/B 社)の工場屋根に、オンサイト PPA 形式で太陽光発電を提供する PPA 事業者 X が存在する。X は A 社分と B 社分の 2 件の補助申請を市に対して行う事ができるか。

国要領別紙 1 上、「**PPA 事業者**（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者）**に対して交付金が交付された上で**、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること」という規定が有るため、PPA 形式の場合、補助申請者は PPA 事業者 X となります。X は A 社分と B 社分の 2 件の申請を市に対して行うことになります。

しかし、「当該補助金額相当の恩恵を受ける長田野工業団地立地企業(太陽光発電設備が導入される建物・土地を所有している長田野工業団地立地企業)」は A 社及び B 社であり、X ではありません。この場合、A 社及び B 社が補助金の恩恵を複数回受ける訳ではありませんので、X の 2 件の申請行為は複数回申請禁止規定に抵触しません。

3.改訂履歴

改定年月日	版	改定内容
令和 8 年(2026 年)8 月 19 日	Ver.01	新規作成 ((1)~(3))
令和 8 年(2026 年)8 月 24 日	Ver.02	新規作成 ((4))

4.外部リンク集

	掲載書類等	リンク
1	市 H P	【令和 8 年度】福知山市脱炭素先行地域づくり補助金(産業部門等自家消費型太陽光発電設備導入事業) https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/85556.html
2	環境省 H P	環境省ホームページ：脱炭素地域づくり支援サイト https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/
3	国要綱	『二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱』 (令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203301 号制定、令和 8 年 7 月 6 日環地域事発第 2607061 号改正) https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/1-1-CDS-kofu-yoko.pdf
4	国要領	『地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領』 (令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203303 号制定、令和 8 年 7 月 6 日環地域事発第 2607061 号改正) https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko.pdf
5	★国要領別紙 1 (※国既定の要件)	『別紙 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）』 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken.pdf
6	★国要領別表第 1 (※補助対象経費)	『別表第 1（交付対象事業費：設備整備事業）』 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi.pdf
7	★国 Q & A 集	『地域脱炭素推進交付金 Q & A 集(脱炭素先行地域づくり事業)』 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/DSC-KOUFUKIN-faq.pdf
8	福知山市 先行地域提案書	『「脱炭素×子育て・スポーツ」のまちづくり～地域脱炭素事業を通じた子どもの体験格差の解消～』 詳細版： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/7th-teiansyo-05.pdf 概要版： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/7th-keikaku-gaiyo-05.pdf
9	京都府 太陽光補助金制度	京都府ホームページ：京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金 https://www.pref.kyoto.jp/energy/juten_taiyoko.html